

# 入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

入善町告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づき、入善町住まい・まちづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 町内会、字の区域その他町の一定の区域であって町長が定めるもの。
- (2) 同居 2親等以内の親族と住居を一にすること。
- (3) 近居 1親等以内の親族が住所を有する行政区に居住すること。
- (4) 町外者 入善町に住民票を異動予定の者であって、第6条に規定する交付申請書の提出の時に、世帯の全員が3年以上継続して町の区域外に住所を有していた者をいう。
- (5) 子育て世帯 中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯。
- (6) 里山地域 複式学級導入の対象となる町内の小学校の通学区域をいう。
- (7) 空き家等 次に掲げる町内の家屋又は土地をいう。ただし、賃貸を目的として建築された家屋及びその住宅用地を除く。
  - ア 居住を目的として建築された家屋であって、居住する者のない家屋及びその住宅用地
  - イ 宅地であって、専ら人の居住の用に供する家屋が建築可能な土地
  - ウ 老朽危険家屋 家屋及びその附属建物で、町長が認めるもの
- (8) 空き家バンク 町に登録された空き家等及びその賃貸借又は売買に必要な情報若しくは資料をいう。
- (9) 所有者等 空き家バンクに登録された空き家等を所有し、若しくは管理をしている者。ただし、法人を除く。
- (10) 賃貸者 空き家バンクに登録された空き家等の賃貸者。ただし、法人を除く。

- (11) 賃借者 空き家バンクに登録された空き家等の賃借者。ただし、法人を除く。
- (12) 購入者 空き家バンクに登録された空き家等の購入者。ただし、法人を除く。

(補助金の交付)

第3条 町長は、別表に定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象者、対象経費、算定基準及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象者、対象経費、算定基準、補助要件及び補助金額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算定された補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 3 第1項に定める補助金の交付を受け、又はこの要綱に定める補助金に類するものとして二重に交付することが適当でないとして町長が認定した補助金の交付を受けた者は、この要綱に定める補助金の交付の対象者となることができない。

(事業計画の承認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画書（様式第1号）を町長に提出し、その事業の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の承認をした時は、申請者に承認通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 申請者は、町長の承認を得て、交付決定の前に事業に着手することができる。

(交付申請)

第6条 申請者は、別表に定める時期までに交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、補助金の交付を適当と認めた時は、交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第7条 申請者は、事業を完了したときは、事業完了届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の届出があった時は、その内容を審査し、必要と認めたときは工事、入居の状況その他補助金の交付に必要な事項を実地に検査をするものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、別表に定めるときまでに、実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(事業計画の承認及び交付の決定の取消し等)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の承認及び補助金の交付決定を取消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請し交付を受けたとき。
- (2) 工事において建築基準法違反等の不正があったとき。
- (3) 補助金の交付決定の日から5年以内（別表に定める賃貸住宅改修等補助金にあっては、交付決定の日から2年以内）に転居したとき。

(その他)

第10条 この補助金の交付に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(入善町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱及び入善町安心定住促進事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 入善町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱（平成24年入善町告示第25号）及び入善町安心定住促進事業補助金交付要綱（平成24年入善町告示第26号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の2の(5) 住宅購入補助金の規定は、この告示の施行の日以後に第5条第2項の規定により事業計画の承認を受けた者について適用し、同日前に事業計画の承認を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第6条、第8条関係）

1 入善町安心定住促進事業

(1) 同居住宅支援補助金

補助対象経費	住居の建築に要する経費
交付対象者	費用の負担者
補助率等	ア 補助対象経費の2分の1以内。 イ 一つの住宅につき補助金の上限額は、40万円とする。ただし、町外者は、当該上限額を60万円とする。
子育て世帯支援加算	実績報告時に交付対象者又は同居にかかる親族が子育て世帯（中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯）であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に10万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
里山地域定住促進加算	実績報告時に交付対象者又は同居にかかる親族が里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に50万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
交付申請時期	ア 同居をしていない場合 事業計画の承認の日（以下「承認日」という。）から工事が完了する日又は承認日から1年を経過する日のいずれか早い日まで イ 既に同居している場合 承認日又は同居を開始した日のいずれか早い日から1年を経過する日まで
実績報告時期	同居を開始し、費用の支払いを終えたとき
補助要件	同居を目的とした次のいずれかに該当する場合に限る。ただし、修学地、勤務地その他の住所地から同居にかかる親族が転入するときに、当該親族の配偶者又は子が既に転入先において親族と同居していると町長が認めた場合は補助対象としない。 (ア) 同居にかかる親族が婚姻する場合 (イ) 同居にかかる親族（卑属に限る。）に子がある場合 (ウ) 同居にかかる親族（卑属に限る。）に配偶者がある場合。 (エ) 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(2) 近居住宅支援補助金

補助対象経費	住居の新築又は購入に要する経費
交付対象者	費用の負担者
補助率等	ア 補助対象経費の2分の1以内。 イ 一つの住宅につき補助金の上限額は、40万円とする。ただし、町外者は、当該上限額を60万円とする。
子育て世帯支援加算	実績報告時に交付対象者又は近居のため転居する親族が子育て世帯（中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯）であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に10万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
里山地域定住促進加算	実績報告時に交付対象者又は近居のため転居する親族が里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に50万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
交付申請時期	事業計画の承認を受けた日から工事が完了する日又は入居する日まで
実績報告時期	近居を開始し、費用の支払いを終えたとき
補助要件	ア 近居（1親等以内の親族が住所を有する行政区に居住すること）を目的とすること。 イ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(3) 住宅取得支援補助金

補助対象経費	住居の新築又は購入に要する経費
交付対象者	費用の負担者
補助率等	ア 補助対象経費の2分の1以内。 イ 一つの住宅につき補助金の上限額は、20万円とする。ただし、町外者は、当該上限額を40万円とする。
子育て世帯支援加算	実績報告時に交付対象者が子育て世帯（中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯）であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に10万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
里山地域定住促進加算	実績報告時に交付対象者が里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に50万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
交付申請時期	事業計画の承認を受けた日から工事が完了する日又は入居する日まで
実績報告時期	居住を開始し、費用の支払いを終えたとき
補助要件	ア 町内のアパート等の賃貸物件に居住する者が、住居を新築又は購入する場合。 イ 町外者が、住居を新築又は購入する場合。 ウ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

## 2 入善町空き家バンク活用促進事業

### (1) 賃貸借促進補助金

補助対象経費	空き家バンクを利用した空き家等の1年以上の賃貸借に要した経費。ただし、その経費が明らかでない時は、賃貸をその相当額とみなす。
交付対象者	空き家等の賃貸者。
補助率等	補助対象経費の2分の1以内。ただし、建物1件につき、5万円を上限とする。
交付申請時期	賃貸借の空き家等に賃借人が住民票を異動して1年を経過したとき。
実績報告時期	交付決定の通知を受けたとき。
補助要件	ア 賃貸借の空き家等に賃借人が住民票を異動して、転出又は転居をしないで1年を経過すること。 イ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

### (2) 住宅売却促進補助金

補助対象経費	空き家バンクを利用した空き家等のうち家屋の売却に要した経費。ただし、その経費が明らかでない時は、売買代金をその相当額とみなす。
交付対象者	空き家等の所有者等
補助率等	売買代金の2分の1以内。ただし、契約1件につき、10万円を上限とする。
交付申請及び実績報告時期	購入者が売買代金の支払いを終え、居住を開始したとき。
補助要件	ア 売買契約の締結後、購入者が1年以内に居住すること。 イ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。



(3) 宅地売却促進補助金

補助対象経費	空き家バンクを利用した空き家等のうち宅地の売却に要した経費。ただし、その経費が明らかでない時は、売買代金をその相当額とみなす。
交付対象者	空き家等の所有者等
補助率等	売買代金の2分の1以内。ただし、画地1件につき、5万円を上限とする。
交付申請及び実績報告時期	購入者が売買代金の支払いを終え、居住を開始したとき
補助要件	ア 売買契約の締結後、購入者が5年以内に居住すること。 イ 購入者が売買代金の支払いを終えていること。 ウ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(4) 賃貸住宅改修等補助金

補助対象経費	空き家バンクを利用した空き家等のうち家屋を賃貸借に供するために増築、改修又は修繕する工事に要した経費
交付対象者	空き家等の賃借者
補助率等	ア 増築、改修又は修繕に要した経費の2分の1以内。 イ 契約1件につき、30万円を上限とする。ただし、町外者は、40万円とする。
子育て世帯支援加算	実績報告時に交付対象者が子育て世帯（中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯）であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に10万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
里山地域定住促進加算	実績報告時に交付対象者が里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に50万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
交付申請時期	事業計画の承認を受けた日から工事が完了する日まで
実績報告時期	工事代金の支払いが完了し、空き家等の賃借人が居住を開始したとき。
補助要件	ア 空き家バンクを利用した空き家であること。 イ 賃借者が増築、改修又は修繕すること。 ウ 賃貸者の同意を得ていること。 エ 転入して1年以内に着手する工事であること。 オ 地域の決め事を守り、地域住民と協調して活動等を行うように努めること。 カ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(5) 住宅購入補助金

補助対象経費	空き家バンクを利用した空き家等のうち家屋の購入に要した経費
交付対象者	空き家等の購入者
補助率等	ア 売買代金の2分の1以内 イ 契約1件につき、40万円を上限とする。ただし、町外者は、60万円とする。
子育て世帯支援加算	ア 実績報告時に交付対象者が子育て世帯（中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯）であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に10万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。 イ 別表の2の(6) 宅地購入補助金を合わせて申請する場合は、宅地購入補助金の子育て世帯支援加算は行わないものとする。
里山地域定住促進加算	ア 実績報告時に交付対象者が里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に50万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。 イ 別表の2の(6) 宅地購入補助金を合わせて申請する場合は、宅地購入補助金の里山地域定住促進支援加算は行わないものとする。
改修加算	空き家バンクに登録された住宅を購入して、居住に必要な住宅改修等を行うときは、改修費用の2分の1以内、最大50万円を加算する。
交付申請及び実績報告時期	購入者が売買代金及び改修費用の支払いを終え、居住を開始したとき。
補助要件	ア 居住の開始に伴う住民票の異動があること。 イ 売買契約の締結後、購入者が1年以内に居住すること。 ウ 購入者が売買代金及び改修費用の支払いを終えていること。 エ 地域の決め事を守り、地域住民と協調して活動等を行うように努めること。 オ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(6) 宅地購入補助金

補助対象経費	空き家バンクを利用した空き家等のうち宅地の購入に要した経費
交付対象者	空き家等の購入者
補助率等	ア 売買代金の2分の1以内 イ 契約1件につき、20万円を上限とする。ただし、町外者は、50万円とする。
子育て世帯支援加算	実績報告時に交付対象者が子育て世帯（中学校3年生（中学校に準ずる学校の同学年を含む。）以下の子を養育する世帯）であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に10万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
里山地域定住促進加算	実績報告時に交付対象者が里山地域で小学6年生以下の子を養育する世帯であるときは、補助金の上限額又は補助金の額のいずれか低い額に50万円を加算する。ただし、補助対象経費の額が、加算後の当該上限額以下のときは、当該補助対象経費を補助金の上限額とする。
交付申請及び実績報告時期	購入者が売買代金の支払いを終え、住宅を購入または建築し、居住を開始したとき
補助要件	ア 居住の開始に伴う住民票の異動があること。 イ 売買契約の締結後、購入者が5年以内に居住すること。 ウ 購入者が売買代金の支払いを終えていること。 エ 地域の決め事を守り、地域住民と協調して活動等を行うように努めること。 オ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(7) 老朽危険家屋解体補助金

補助対象経費	空き家バンク登録を目的とする老朽危険家屋の解体に要した経費
交付対象者	空き家等の所有者等
補助率等	(1) ランクⅢと判定された家屋 ア 家屋の解体工事費の3分の1以内。ただし、60万円を上限とする。 イ 附属建物の解体工事費の3分の1以内。ただし、10万円を上限とする。 (2) ランクⅣと判定された家屋 ア 家屋の解体工事費の3分の1以内。ただし、100万円を上限とする。 イ 附属建物の解体工事費の3分の1以内。ただし、20万円を上限とする。
交付申請時期	事業計画の承認を受けた日から工事が完了する日まで
実績報告時期	工事代金の支払いを終えた時
補助要件	ア 解体後の敷地を空き家バンクに登録すること。 イ 町長が別に定める空き家損傷度調査を実施した結果、空き家損傷度がランクⅢ以上と判定された住宅であること。 ウ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

(8) 老朽危険家屋解体促進支援補助金

補助対象経費	老朽家屋が解体された土地に対する固定資産税額と地方税法（昭和28年法律101号）第349条の3の2に定める住宅用地特例が適用されていた固定資産税額の差額分
交付対象者	解体された老朽危険家屋が所在した土地の固定資産税の納税者
補助率等	住宅用地特例が解除されたことによる固定資産税の増額分
交付申請及び実績報告時期	老朽危険家屋を解体した翌年度の固定資産税の支払いを終えた時。翌々年度以降は、当該年度の固定資産の支払いを終えた時。
補助要件	ア 老朽危険家屋を解体した翌年度から当該年度を含めた3年度分の固定資産税を対象とする。 イ 老朽危険家屋解体補助金の交付を受けた空き地であること。 ウ 空き地に家屋が新築された場合、又は売買及び賃貸借の契約が成立した場合は、当該年度の課税分までを対象とする。 エ 町長が諸般の事情を勘案し、補助金の対象と特に認める場合。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金計画承認申請書

入善町長 殿

〒

申請者住所

氏名

印

連絡先(TEL)

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請物件地名・地番	入善町
対象の事業	<input type="checkbox"/> 入善町安心定住促進事業 <input type="checkbox"/> 入善町空き家バンク活用促進事業
事業費	金 円
補助額	金 円
事業着手予定時期	年 月
事業完了予定時期	年 月
備考	

添付書類

補助対象経費が計算できる書類（見積書等）、建物及び土地の位置図並びに現況写真その他の事業毎に町長が定めるものを添付すること。

備考

承認前に事業に着手する時には、その旨を備考欄に記載すること。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

入善町長

印

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金計画承認通知書

年 月 日付けで申請のあった計画について承認したので通知します。

記

- 1 対象の事業  入善町安心定住促進事業  
 入善町空き家バンク活用促進事業
- 2 補助予定額 金 円



年 月 日

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付申請書

入善町長 殿

〒 ー

申請者住所

氏名 印

連絡先(TEL)

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請物件地名・地番	入善町
対象の補助金	補助金
交付申請額	金 円

添付書類

補助金毎に、町長が別に定めるものを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

入善町指令 第 号

申請者住所

氏名

入善町長

印

年 月 日

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 対象の補助

3 交付条件

補助金毎に、町長が定める条件を記載する。

年 月 日

入善町住まい・まちづくり推進事業完了届

入善町長 殿

〒 ー

申請者住所

氏名

印

連絡先(TEL)

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付要綱の規定により、事業が完了したので報告します。

申請物件地名・地番	入善町
対象の事業	<input type="checkbox"/> 入善町安心定住促進事業 <input type="checkbox"/> 入善町空き家バンク活用促進事業
承認番号	年 月 日付け 第 号
補助対象工事費	, 円
補助金交付決定額	, 000円

添付書類

事業の完了を証する書類等で、町長が別に定めるものを添付すること。

年 月 日

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金実績報告書

入善町長

殿

〒 ー

申請者住所

氏名

印

連絡先(TEL)

入善町住まい・まちづくり推進事業補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

申請物件地名・地番	入善町
対象の補助金	補助金
交付決定番号	年 月 日付け 第 号
補助対象工事費	, 円
補助金交付決定額	, 000円

添付書類

収支計算書（工事代金の又は売買代金の支払いがわかるもの）及び入善町住まい・まちづくり推進事業補助金請求書（様式第7号）その他町長が別に定めるものを添付すること。

